

日スイス経済連携協定(日スイスEPA税率がMFN税率(注1)より高い品目)(2025年4月現在)

1602.90-264	1602.90-269(注2)	2402.20-000
-------------	-----------------	-------------

(注1)「MFN税率(実行最恵国税率)」は、実行のWTO税率若しくは国定税率(基本税率又は暫定税率)を指す。

(注2)一部品目のみ。

(※)日スイスEPA第15条第2項に基づき、MFN税率が同EPA附属書一の日本国の中表に基づく税率より低い場合には、その低いMFN税率を日スイスEPA税率として適用する。